

- (1) 療養の給付については、本人又は扶養義務者に一定水準以上の所得のあるときは一部負担金を支払うものとする。
- (2) 療養の給付以外の保健給付の一部については、本人又は扶養義務者からその費用の一部を徴収することができるものとする。

第4 関連施策の推進

この制度の円滑な実施を図りその目的を達成するため、次のような施策の推進と有機的連携を図るものとする。

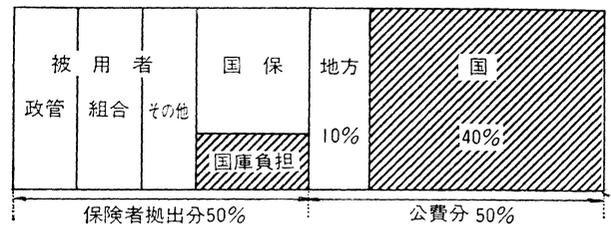
- (1) 診療報酬体系の合理化，医療費支出の適正化，保険外負担の解消など医療保険制度の改善
- (2) 保健婦など保健医療従事者の養成，研修及び医療資源の効率的な活用
- (3) 老人性痴呆その他老人精神障害対策
- (4) 成人病対策その他公衆衛生対策
- (5) 特別養護老人ホームの整備，在宅のねたきり老人等に対する援助，福祉サービスの充実及び老人の生きがい対策
- (6) 老人保健（精神医学を含む。）に関する調査研究及び技術の開発

現行制度における国庫負担

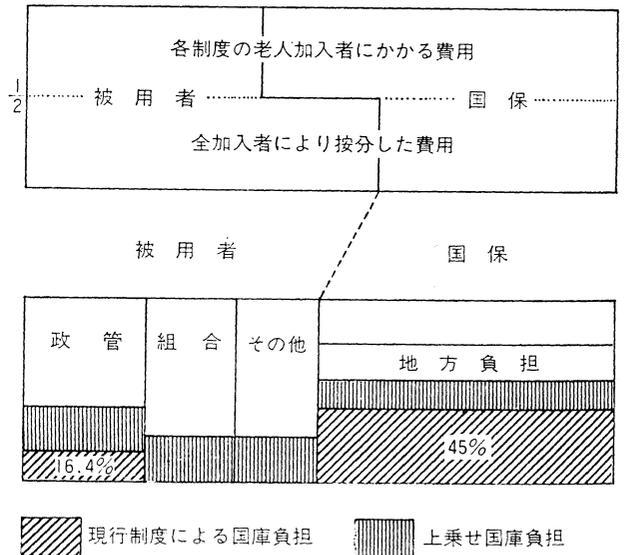
医療 保険 制度	政 管 健 保	保険給付費の16.4%
	組 合 健 保	—
	日 雇	保険給付費の35%
	船 員 保 険	—
	共 済 組 合	—
	国民健康 保 険	市 町 村 組 合
老人医療費 支 給 制 度	国	自己負担額の $\frac{2}{3}$
	地方公共 団 体	都道府県 市 町 村

(注) このほか、健保組合の一部、国保等に対して予算上補助が行われている。

(A案)



(B案)



3. 各制度間の負担の均衡をできる限り図るものとする。

(A案)

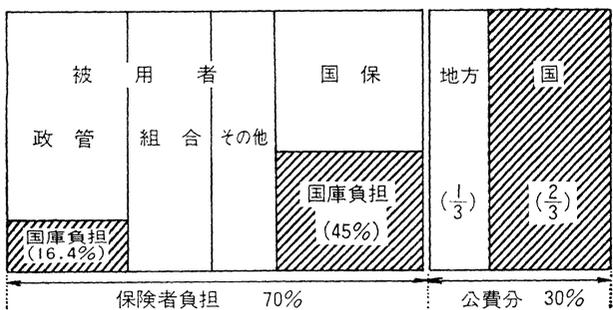
III. 2. 7. 厚生省老人保健医療対策本部
老人保健制度における費用負担
割合について (55. 11. 10.)

基本的考え方

1. 国・地方公共団体・保険者が連帯の精神に基づき、共同で財源を負担するものとする。
2. 国・地方公共団体・保険者（保険料）の負担割合は、この制度に対する公的責任と現行制度における負担の状況等を考慮して定めるものとする。

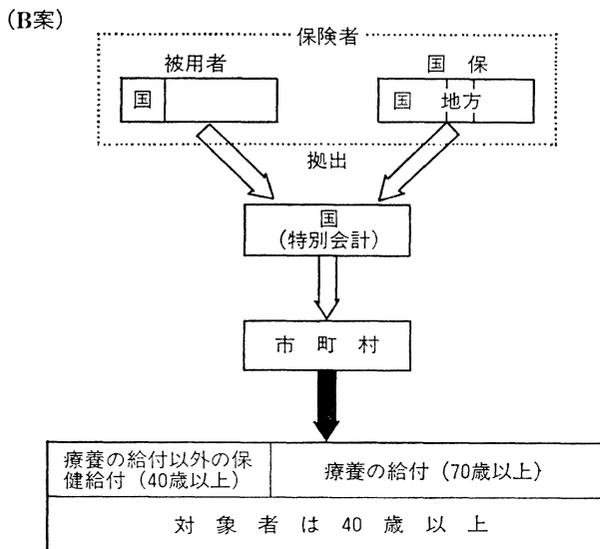
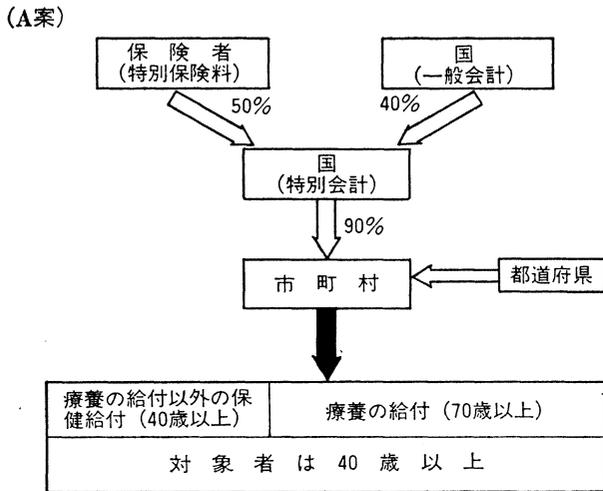
70歳以上医療費負担割合（比較）

(現行)



(A案)

費用の流れ (A案・B案)



- (1) 国は費用総額の40%程度、地方公共団体は10%程度を負担し、各制度は保険者拠出金として50%程度を拠出する。
- (2) 保険者拠出金は、加入者の数及び加入者の所得によって、各制度に按分する。
- (3) 被用者保険の加入者と国保の加入者の負担の均衡を図る等のため、国は国保の拠出額の一部を負担する。

(B案)

- (1) 各制度は、費用総額のおおむね2分の1についてそれぞれの制度の老人加入者に要する費用及び残りのおおむね2分の1について全加入者数によって各制度に按分した費用を拠出する。

- (2) 国は、各制度の拠出額に対し、現行制度による負担のほか、一定の負担をし、地方公共団体は国保に対し新たに一定の負担をする。

III. 2. 8. 社会保障制度審議会

老人保健医療対策について

(意見)

(55. 12. 12.)

本審議会は、老人保健医療対策に関する基本方策について本年3月諮問を受けて以来、鋭意審議を重ねているが、この問題は、関連する分野が広く、かつ、複雑な問題を内包しているため、いまだ最終的結論を得るにいたっていない。

しかしながら、貴職からの強い要望もあるので、とりあえず、現段階における意見を取りまとめ、別紙のとおり送付する。

(別紙)

意見

1. 老人保健医療対策は、現在、医療費保障にかたより、予防から治療、リハビリテーション、養護に至るまでの一貫したサービスに欠け、かつ、各医療保険制度間に医療費負担の著しい不均衡があるなど、放置できない問題があり、これに対処するための抜本的な対策が必要である。

健康な老後を確保するためには、高齢者本人が自分の健康に関する自覚と責任を持つことが肝要であり、対策の立案に当たっては、これに充分配慮すべきである。

なお、老人保健医療対策は、高齢者に対する年金、福祉サービス、就労、住宅等の各分野にわたる対策とのバランスをも考慮しつつ、充実を図らなければならない。

2. 健康な老後を確保するための保健対策は、なるべく早い年齢から実施することが望ましく、その保健対策の実施に当たっては、市町村における体制を整備し、保健所の機能を強化するとともに、職域における健康診査等との連携・調整を図る必要がある。

健康診査については、その現状をみると、受診率が極めて低く、また地域間のアンバランスも目立ち、さらにその効果も充分ではないうらみがあるので、受診率の引上げを図るとともに、健康手帳制度の活用等その効果を高めるための諸方策を講じなければならない。